

## 第 27 総合操作盤

### 1 用語の定義

- (1) 「防災監視場所」とは、防火対象物内の防災センター(規則第 12 条第 1 項第 8 号に規定するものをいう。)、中央管理室(建基政令第 20 条の 2 第二号に規定する中央管理室をいう。)、守衛室及びこれらに類する場所であって、総合操作盤が設置されているものをいう。
- (2) 「副防災監視場所」とは、防火対象物内の防災監視場所のうち、当該防火対象物の部分(防火対象物の部分のうち、用途、管理区分等が同一である一団の部分を含む。)に設置されている消防用設備等に係る総合操作盤が設置されている場所(防災管理を行うために一定の時間帯のみ人が常駐するものを含む。)をいう。
- (3) 「監視場所」とは、防火対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を行うことのできる場所のうち、当該防火対象物と同一敷地内にある場所をいう。
- (4) 「遠隔監視場所」とは、防火対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を行うことのできる場所のうち、当該防火対象物の敷地外にある場所(警備会社その他の場所を含む。)をいう。
- (5) 「防災設備等」とは、排煙設備(消防用設備等以外のものに限る。)、非常用の照明装置、非常用エレベーターその他これらに類する防災のための設備をいう。
- (6) 「一般設備」とは、電力設備、給排水設備、空気調和設備その他のビル管理設備をいう。
- (7) 「防災要員」とは、防災監視場所において、総合操作盤により、消防用設備等の監視、操作等に従事する者(警備業者その他の委託を受けた者を含む。)をいう。
- (8) 「告示 7 号」とは、「総合操作盤の基準を定める件」(平成 16 年消防庁告示第 7 号)をいう。
- (9) 「告示 8 号」とは、「総合操作盤の設置方法を定める件」(平成 16 年消防庁告示 8 号)をいう。

### 2 総合操作盤を設ける防火対象物の指定

規則第 12 条第 1 号第 8 号ハに規定する「消防長又は消防署長が火災予防上必要があると認めて指定するもの」は、北九州市火災予防施行規程第 8 条の 2 で指定する防火対象物とする。

#### 【参 考】

- (1) 総合操作盤を設けなければならない防火対象物【規則第 12 条第 1 項第 8 号】
  - ① 令別表第 1 (1) 項から (16) 項までに掲げる防火対象物で、次のいずれかに該当するもの
    - ア 延べ面積が 50,000 ㎡以上の防火対象物
    - イ 地階を除く階数が 15 以上で、かつ、延べ面積が 30,000 ㎡以上の防火対象物
  - ② 延べ面積が 1,000 ㎡以上の地下街
  - ③ 次に掲げる防火対象物(前①又は②に該当するものを除く。)のうち、消防長又は消防署長が火災予防上必要があると認めて指定するもの
    - ア 地階を除く階数が 11 以上で、かつ、延べ面積が 10,000 ㎡以上の防火対象物
    - イ 地階を除く階数が 5 以上で、かつ、延べ面積が 20,000 ㎡以上の特定防火対象物
    - ウ 地階の床面積の合計が 5,000 ㎡以上の防火対象物
- (2) 消防長又は消防署長が火災予防上必要があると認めて指定するもの
 

【北九州市火災予防施行規程第 8 条の 2】

  - ① 地階を除く階数が 11 以上で、かつ、延べ面積が 10,000 ㎡以上の防火対象物
    - ア 令別表第 1 (1) 項から (4) 項まで、(5) 項イ、(6) 項、(9) 項イ及び(16) 項イに掲げる防火対象物(次号において「特定防火対象物」という。)
    - イ 令別表第 1 (5) 項ロ、(7) 項、(8) 項、(9) 項ロ、(10) 項から(15) 項まで及び(16) 項ロに掲げる防火対象物で、次のいずれかに該当するもの

- (ア) 令第 12 条第 1 項の規定により、スプリンクラー設備を設置しなければならない防火対象物（防火対象物の部分についてスプリンクラー設備を設置しなければならない当該防火対象物を含む。）
- (イ) 令第 13 条第 1 項の規定により、消火設備（水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備をいい、これらの設備であって移動式のものを除く。以下この号において同じ。）を設置しなければならない防火対象物（防火対象物の部分について消火設備を設置しなければならない当該防火対象物を含む。）
- ② 地階を除く階数が 5 以上で、かつ、延べ面積が 20,000 ㎡以上の特定防火対象物
- ③ 地階の床面積の合計が 5,000 ㎡以上の防火対象物で、前①、イ、(ア) 又は (イ) のいずれかに該当するもの

### 3 構造及び機能

総合操作盤の構造及び機能等は、告示 7 号の規定によるほか、次によること。

- (1) 規則第 12 条第 1 項第 8 号に規定する総合操作盤は、認定品のものとする。☞
- (2) 自動火災報知設備の受信機の機能が組み込まれていること又は受信機の機能を有していること。
- (3) 常用電源
  - 第 12 自動火災報知設備 3. (1) を準用すること。
- (4) 予備電源又は非常電源
  - ① 総合操作盤に付置される予備電源又は非常電源の容量は、火災時等に所要の活動等を行うために必要な時間中、当該総合操作盤を有効に作動できるものであること。この場合、総合操作盤の設置の対象となる防火対象物の規模が大きく、消防活動の困難性が高いことにかんがみ、総合操作盤は停電時においても概ね 2 時間以上複数の消防用設備等の監視、制御等を行えること。
  - ② 総合操作盤以外の部分（例：屋内消火栓設備のポンプ、自動火災報知設備の地区音響装置等）については、原則として、個々の消防用設備等の非常電源に係る規定において必要とされる容量以上の容量を有していれば足りるものであるが、火災の感知、避難誘導、消防用設備等の監視・制御等に係る部分については、火災時等に所要の活動等を行うために必要な時間、有効に作動できるものとする。
  - ③ 非常電源は、第 3 非常電源を準用すること。
- (5) 表示機能
  - 告示 7 号において規定されていない設備等のシンボルマーク等については、告示 7 号の別表第 1 で規定されている設備項目ごとのシンボル等と紛らわしくないもので、シンボルの意味する内容が容易にわかるものとし、一般財団法人日本火災報知機工業会が定めている「CRT 等における防災設備等のシンボル運用基準」によること。
- (6) 警報機能
  - 警報音又は音声警報音は、システム異常を示す警報と各消防用設備等の作動等の警報との区分、消防用設備等ごとの区分が明確となるよう、音声、鳴動方法等を適切に設定すること。
- (7) 操作機能
  - 操作スイッチについては、当該防火対象物に設置される消防用設備等の設置状況や使用頻度、操作パネルの構造等により、1 対 1 対応の個別式、テンキーとスイッチの組合せ方式、CRT のライトペンやタッチパネル方式等の中から適切なものを選択すること。

(8) 制御機能

システムの大規模化及び情報通信技術の導入に伴い、システム構成要素の異常及び故障が全体機能の障害につながる可能性があるため、その対応策を講じる必要があること。この場合において、電源、CPU等の機能分散を図ったハード構成、フェイルセーフを考慮した機能設定、自己診断機能等による異常や故障の早期発見、システム判断、ユニット交換等の方法により設置されていること。

(9) 消防隊活動支援機能

消防隊への情報提供が円滑に行えらるとともに、CRT等の表示が容易に理解できるように設計されていること。

なお、消防隊到着後においても、原則として、総合操作盤に係る操作については、消防隊の指示により防災要員が行うこと。

4 設置場所

総合操作盤の設置場所は、原則として、防災センターとすること。

5 消防用設備等に係る監視、操作等を行う場所

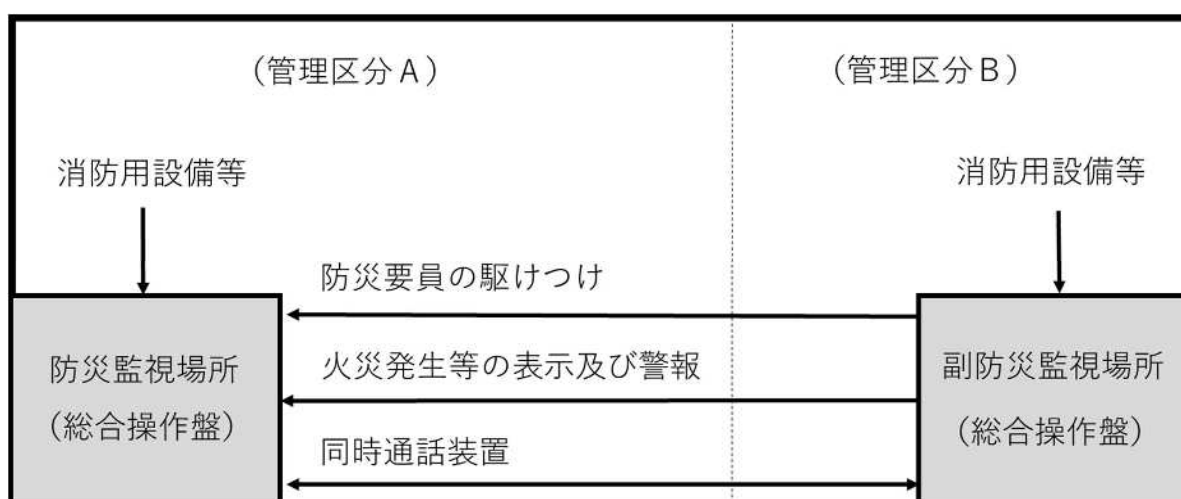
消防用設備等に係る監視、操作等は、当該消防用設備等を設置している防火対象物の常時人がいる一の防災監視場所に総合操作盤を設置して行うこととする。

なお、防災監視場所の防災要員は、防災監視場所に設置される総合操作盤の監視、操作等に習熟していることが不可欠であり、令第4条の2の8第3項第1号に規定する自衛消防業務の講習を受けた者を従事させることが必要であること。

ただし、6から8までに掲げる場合にあっては、この限りでない。

6 副防災監視場所において監視、操作等を行う場合

副防災監視場所において、告示8号の規定によるほか、当該防火対象物の部分に設置されている消防用設備等の監視、操作等を行うことができ、かつ、当該部分の火災発生時に必要な措置が次に掲げる要件に適合するように講じられている場合は、防火対象物の部分に設置されている消防用設備等に係る監視、操作等を副防災監視場所において行うことができる。(第27-1図参照)

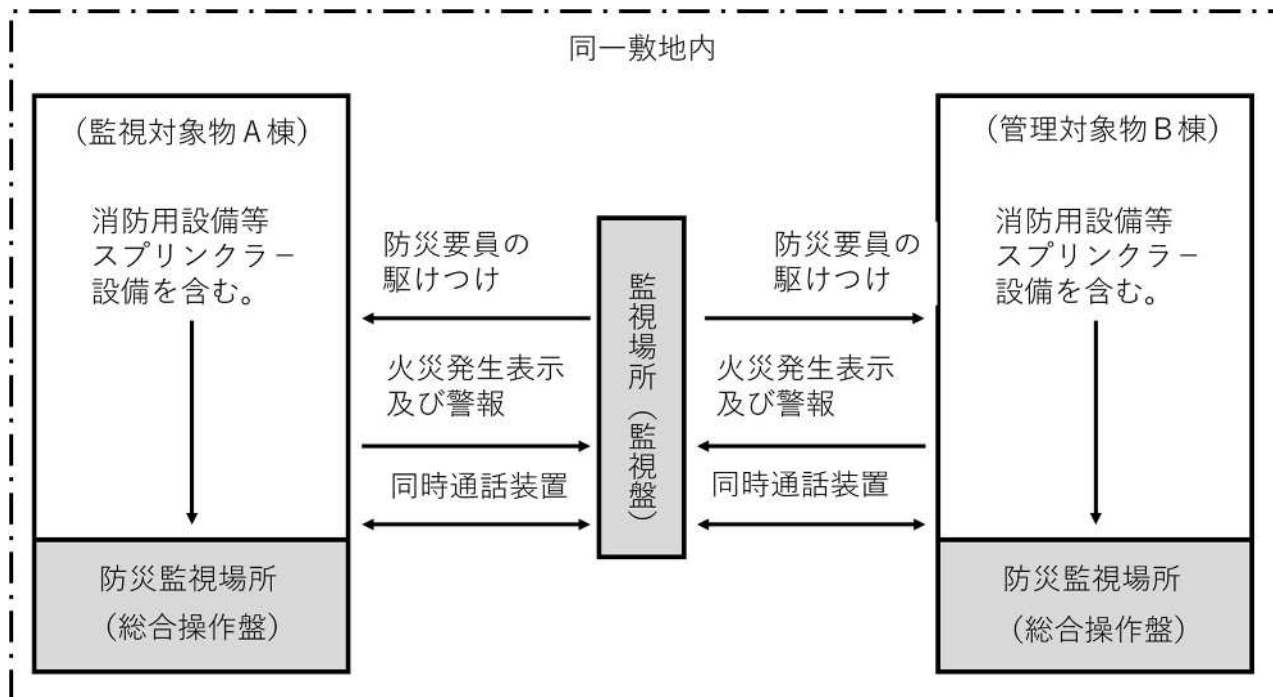


第 27-1 図

- (1) 利用形態、管理区分、建築形態等から判断して、部分ごとに監視、操作等を行うことが適当と認められること。
- (2) 防火対象物全体に係る火災発生時の必要な措置を含む所要の計画が作成されていること。  
 なお、計画には、次に掲げる事項が含まれていること。
- ① 防災監視場所と副防災監視場所の役割分担、代表指揮権、管理体制等
  - ② 副防災監視場所が無人となった場合における管理体制
  - ③ 副防災監視場所において監視している部分で火災が発生した場合の火災確認（駆けつけ方法）、初期対応（通報連絡、避難誘導等）
- (3) 防災監視場所には、次に掲げる体制が確保されていること。
- ① 火災発生時において、所要の措置を講じることができる要員が確保されていること。  
 なお、防災監視場所の防災要員及び副防災監視場所の要員等は、防災監視場所及び各副防災監視場所に設置される総合操作盤の監視、操作等に習熟していることが不可欠であり、令第4条の2の8第3項第1号に規定する自衛消防業務の講習を受けた者を従事させることが必要であること。☞
  - ② 防災監視場所に設置されている総合操作盤により副防災監視場所が監視、操作等を行っている消防用設備等の監視、操作等を行うことができない場合には、速やかに、当該防火対象物の防災監視場所の防災要員が、副防災監視場所に到着できること。  
 なお、この場合、副防災監視場所には、一定時間以内に防災監視場所にいる防災要員が到着できることが必要であること。☞
- (4) 消防用設備等の操作が防災監視場所及び副防災監視場所の双方において行うことができる場合は、当該操作時点における操作の優先権を有する場所が明確に表示されていること。

## 7 監視場所において監視等を行う場合

監視場所において、告示 8 号の規定によるほか、防火対象物に設置されている消防用設備等の監視を行うことができ、かつ、当該防火対象物の火災発生時に必要な措置が次の要件に適合するように講じられている場合は、防火対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を監視場所において行うことができる。(第 27-2 図参照)



第 27-2 図

- (1) 監視場所において監視等を行う防火対象物（以下「監視対象物」という。）の防災監視場所には、総合操作盤が設置されていること。
- (2) 監視対象物は、令 8 区画がなされている場合を除き、当該対象物全体を一の監視対象とすること。この場合、一の監視対象物の監視等は、一の監視場所において行うこと。
- (3) 告示 8 号第 5 第 2 号に規定されている「当該監視対象物の位置、構造、設備等の状況から、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認められる場合」には、当該監視対象物にスプリンクラー設備が設置されてなくてもよいとされているが、これは、監視対象物が 10 階以下の非特定用途防火対象物であって、火気の使用がなく、多量の可燃物が存置されていない場合等が該当すること。

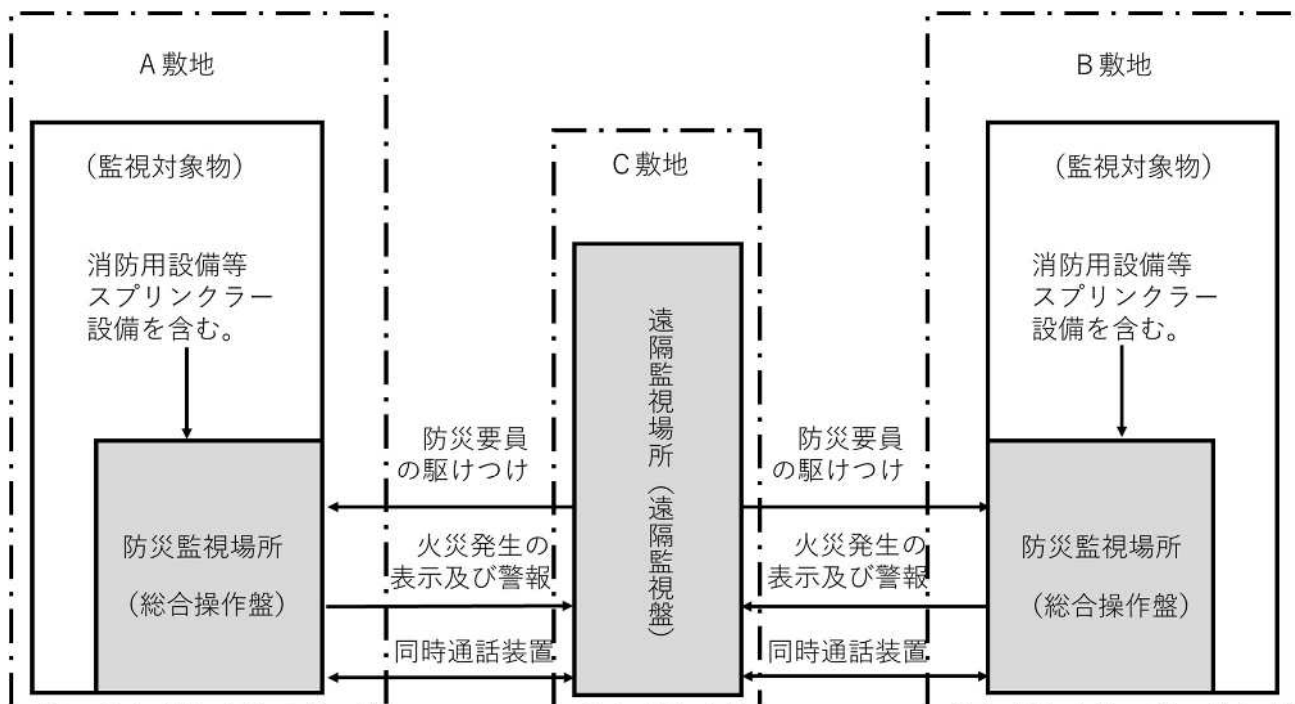
また、次に掲げる部分については、スプリンクラー設備が設置されているものとして取扱って差し支えないこと。

- ① 規則第 13 条第 3 項に掲げるスプリンクラーヘッドを設置することを要しない部分（規則第 13 条第 3 項第 11 号及び第 12 号に掲げる部分を除く。）
- ② 令第 12 条に定める技術上の基準により、開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設置されている部分
- ③ 令第 12 条に定める技術上の基準により、放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備が設置されている部分
- ④ 令第 13 条から令第 18 条までに定める技術上の基準により、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備が設置されている部分

- (4) 監視場所が備えるべき要件は、次によること。
- ① 監視場所には、監視対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を行うための監視盤（以下この号において「監視盤」という。）が設置されていること。
  - ② 監視盤は、監視対象物に設置されている消防用設備等ごとに告示 8 号第 5 及び第 6 に規定する表示及び警報ができる機能を有する監視盤を設置することとされているが、例えば、監視対象物に設置されている総合操作盤から移報される火災が発生した旨及び発生場所に係る情報を受信することのできる機能を有するものなど、監視対象物における火災の発生が的確に把握できる場合にあつては、当該機器等による表示及び警報で足りるものであること。
- (5) 監視対象物において火災が発生した場合における必要な措置を含む敷地全体に係る所要の計画が作成されていること。
- なお、監視対象物の火災発生時の必要な措置を含む敷地全体に係る所要の計画には、次に掲げる事項が含まれていることが必要であること。
- ① 監視場所と監視対象物の防災監視場所の役割分担、代表指揮権、管理体制等
  - ② 監視対象物の防災監視場所が無人となった場合における管理体制
  - ③ 監視対象物において火災が発生した場合の火災確認（駆けつけ方法）、初期対応（通報連絡、避難誘導）
- (6) 監視場所には、次に掲げる体制が確保されていること。
- ① 監視対象物の火災発生時において、所要の措置を講じることができる要員が確保されていること。
- なお、監視場所の要員は、監視対象物に設置される総合操作盤における監視、操作等に習熟していることが必要であり、令第 4 条の 2 の 8 第 3 項第 1 号に規定する自衛消防業務の講習を受けた者を従事させることが必要であること。☞
- ② 監視場所の要員が速やかに監視対象物の防災監視場所に到着できること。
- なお、この場合、監視対象物の防災監視場所には、一定時間以内に監視場所にいる防災要員が到着できることが必要であること。☞

8 遠隔監視場所において監視等を行う場合

遠隔監視場所において、告示 8 号によるほか、防火対象物に設置されている消防用設備等の監視を行うことができ、かつ、当該防火対象物の火災発生時に必要な措置が次の要件に適合するように講じられている場合には、防火対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を遠隔監視場所において行うことができる。(第 27-3 図参照)



第 27-3 図

- (1) 監視対象物は、令 8 条区画がなされている場合を除き、当該対象物全体を一の監視対象とすること。この場合において、一の遠隔監視対象物の監視等は、一の遠隔監視場所において行うこと。
- (2) 監視対象物には、スプリンクラー設備が設置されていること。ただし、次に掲げる部分については、スプリンクラー設備が設置されているものとして取扱って差し支えないこと。
  - ① 規則第 13 条第 3 項に掲げるスプリンクラーヘッドを設置することを要しない部分（規則第 13 条第 3 項第 11 号及び第 12 号に掲げる部分を除く。）
  - ② 令第 12 条に定める技術上の基準により、開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設置されている部分
  - ③ 令第 12 条に定める技術上の基準により、放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備が設置されている部分
  - ④ 令第 13 条から令第 18 条までに定める技術上の基準により、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備が設置されている部分
- (3) 監視対象物において火災が発生した場合における必要な措置を含む所要の計画が作成されていること。

なお、監視対象物の火災発生時の必要な措置を含む所要の計画には、次に掲げる事項が含まれていることが必要であること。

- ① 遠隔監視場所と監視対象物の防災監視場所の役割分担、代表指揮権、管理体制等
  - ② 監視対象物の防災監視場所が無人となった場合における管理体制
  - ③ 監視対象物において火災が発生した場合の火災確認（駆けつけ方法）、初期対応（通報連絡、避難誘導等）
- (4) 遠隔監視場所には、次に掲げる体制が確保されていること。
- ① 監視対象物の火災発生時において、所要の措置を講じることができる要員が確保されていること。  
 なお、遠隔監視場所の要員は、監視対象物に設置されている総合操作盤における監視、操作等に習熟していることが必要であり、令第4条の2の8第3項第1号に規定する自衛消防業務の講習を受けた者を従事させることが必要であること。
  - ② 遠隔監視場所の要員が、速やかに監視対象物の防災監視場所に到着できること。  
 なお、この場合、監視対象物の防災監視場所には、一定時間以内に遠隔監視場所の要員が到着できることが必要であること。この場合における防火管理体制等については、「遠隔移報システム等による火災通報の取扱い」(昭和62年8月10日付消防予第134号)に準じて実効性のある体制が確保されていること。

## 9 略